

国の目標（環境省「廃棄物処理法基本方針」）

4. 関係目標・指標等

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等における関連目標・指標等にも留意すること。

（1）廃棄物処理法基本方針における目標・指標等

廃棄物処理法基本方針において、減量化の目標量（平成 32 年度）として 3 つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）や一人一日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられている。

また、その他の目標量として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年 8 月法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に係る目標値等が設けられている。

表 1 一般廃棄物の減量化の目標量（平成 32 年度）

排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から 約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）
一人一日当たり の家庭系ごみ排 出量	500 グラム（厚木市：377 g） ※資源ごみは除く

表 2 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43 市町村（平成 25 年度）に対し、平成 30 年度において 200 市町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約 59%（平成 25 年度）に対し、平成 30 年度までに 100%まで増大させる
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約 43%（平成 25 年度）から平成 30 年度までに 80%まで増大させる

（2）廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

廃棄物処理施設整備計画において、ごみのリサイクル率、最終処分場の残余年

（出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針」）